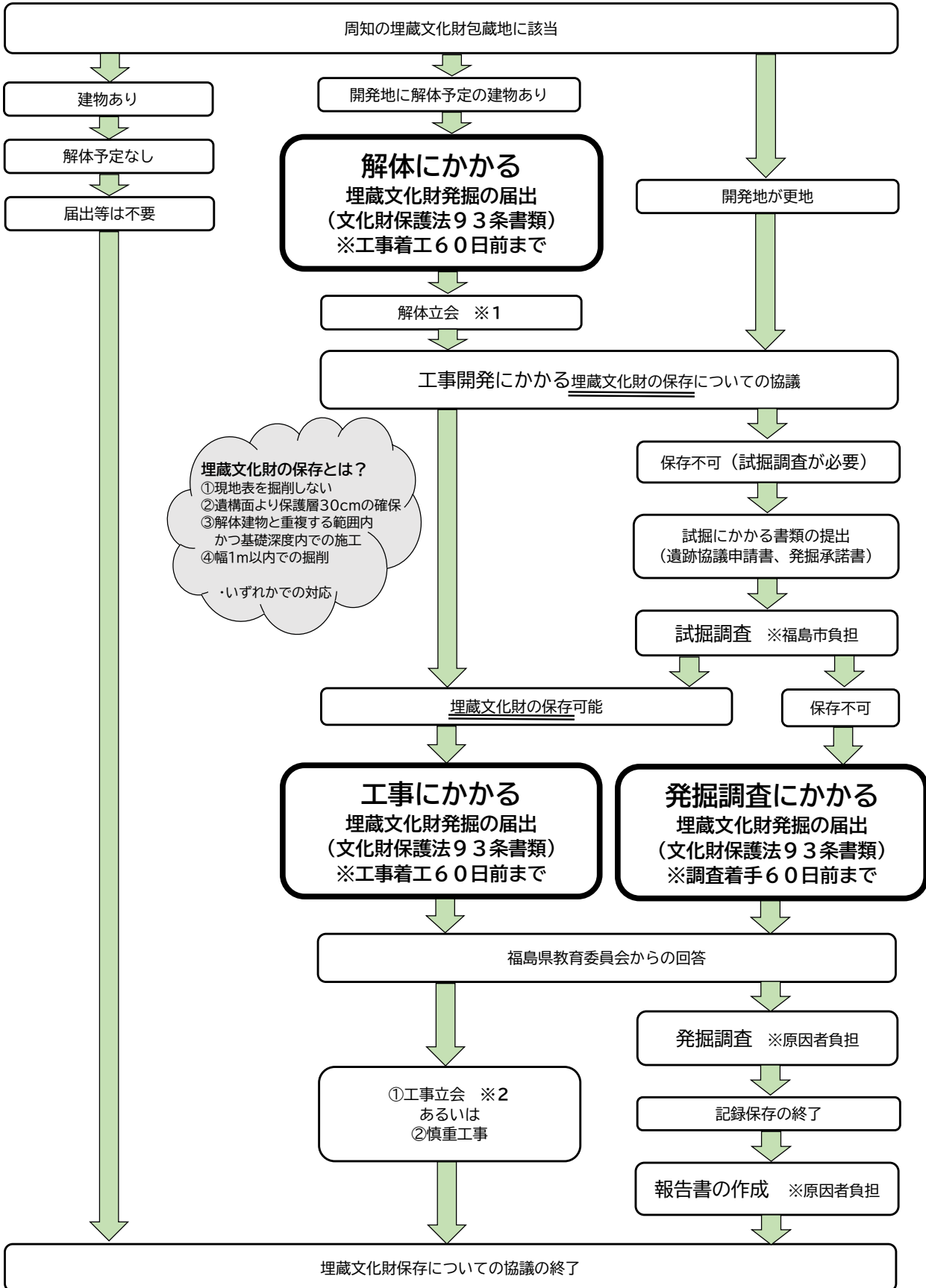


土木工事等にかかる埋蔵文化財保護の手続きの流れ



※1 解体立会：基礎を撤去した後、整地する前に基礎埋設箇所の写真撮影や深さの確認を行います。

※2 工事立会：掘削や切土後、根切り底の見えるタイミング（砕石等を入れる前）に写真撮影や深さの確認を行います。

いずれの立会も日時が決まりましたら速やかに福島市文化振興課 文化財保護活用係までご連絡ください。

【お問い合わせ先】 文化振興課 文化財保護活用係 TEL：024-525-3785 FAX：024-536-2128